

## 第18号議案

加東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年加東市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年加東市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の加東市一般職の職員の給与に関する条例第31条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用

する場合を含む。)及び加東市一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第31条第4項から第6項まで又は第37条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
  - ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
  - イ 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 167.5分の10
- (2) 再任用職員 72.5分の10

## 第 18 号議案 要旨

### 加東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

令和 3 年における人事院及び兵庫県人事委員会の勧告（以下「勧告」という。）並びに国の対応を踏まえ、加東市においても、一般職の職員の期末手当を 0.15 月分引き下げるとともに、会計年度任用職員を除く職員について、勧告による引下げに相当する額を令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額から差し引くため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

##### (1) 加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

令和 4 年度以後に支給する 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給月数をそれぞれ 1.2 月（再任用職員にあっては 0.675 月）とすること。（第 31 条）

##### (2) 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

令和 4 年度以後に支給する 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給月数をそれぞれ 1.625 月とすること。（第 9 条）

##### (3) 加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 3 条関係）

令和 4 年度以後に支給する 6 月期及び 12 月期の期末手当の支給月数をそれぞれ 1.2 月とすること。（第 15 条）

##### (4) 令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例（附則第 2 項関係）

令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 127.5 分の 15（任期付職員にあっては 167.5 分の 10、再任用職員にあっては 72.5 分の 10）を乗じて得た額を調整額として、令和 4 年 6 月に支給する期末手当から差し引くこと。

#### 3 市財政への影響

年間 35,465 千円（うち制度改正分 19,688 千円、うち調整額分 15,777 千円）の支出減となる。

#### 4 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">（期末手当）</p> <p>第 31 条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(4) （略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>○加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 2 条関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">（給与条例の適用除外等）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 30 条及び第 31 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 18 条第 1 項中「受</p>	<p style="padding-left: 2em;">（期末手当）</p> <p>第 31 条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(4) （略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（給与条例の適用除外等）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 30 条及び第 31 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 18 条第 1 項中「受</p>

ける職員」とあるのは「受ける職員及び加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年加東市条例第31号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この項において「特定任期付職員」という。）」と、「その職員」とあるのは「その職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

○加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第3条関係）

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3～5（略）

ける職員」とあるのは「受ける職員及び加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年加東市条例第31号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この項において「特定任期付職員」という。）」と、「その職員」とあるのは「その職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3～5（略）